

令和 8 年度 被扶養者現況調査のしおり

* 調査の対象者

次に該当する方のうち、健康保険組合が現況調査の必要があると判断した被保険者

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上の被扶養者を有している方
- ・ 共同扶養者（配偶者等）を扶養しておらず、子等（18 歳未満を含む）を扶養している方

* 調査票等の提出について

提出期限 : 令和 8 年 10 月 1 日（木）必着

提出先 : 勤務先事業所の健康保険担当部署（任意継続被保険者は郵送にて直接組合へ）

* 調査票の記入要領（“ 記入要領・見本” もご参照ください）

（１）調査票の記載事項の内容に間違いがないか、確認してください。

※本年度より様式が変更となります。

（２）現在、認定基準を満たしている被扶養者について

- ◎ 「職業」欄には、現在の職業を記入してください。
- ◎ 「年金受給」欄には、年金収入がある場合は「有」、ない場合は「無」に○を付けてください。
- ◎ 「年間収入見込み」欄には、証明書に記載されている「年収額」を記入してください。
（※「所得」ではなく「年収」の金額）
- ◎ 「世帯別」欄には、同居の場合は「同居」、別居の場合は「別居」に○を付けてください。
※同じ住所でも住民票上で世帯が分かれている場合は「別居」となります。
- ◎ 「被扶養者住所」欄には、被保険者と異なる場合は、現住所を記入してください。

（３）現在被扶養者となっているが、認定基準を満たしていない場合

- ◎ 該当者の欄に二重線を引き、押印のうえ、「削除」と記入し、備考欄に削除理由（例：年収超過、就職、結婚など）と削除日を記載してください。
- ◎ 「削除」と記入された被扶養者については、「被扶養者異動届」に資格確認書（該当者）を添えて、事業所窓口にて削除手続きを行ってください。（通常の被扶養者削除手続き）
※任意継続被保険者は直接組合へご連絡ください。

* 被扶養者の資格確認（検認）時 必要添付書類一覧

		同居・別居※1	所得証明書または 非課税証明書（原本）	送金を証明する書類 （継続3ヶ月分）
同一世帯でなくてもよい人	父母又は祖父母	同居	◎	
		別居	◎	◎
	配偶者	同居	◎	
		別居	◎	△※2
	子	同居	◎	
		別居	◎	△※2
	兄弟姉妹又は孫	同居	◎	
		別居	◎	◎
同一世帯が 条件の人	義父母	同居	◎	
	甥・姪	同居	◎	
	伯(叔)父・伯(叔)母	同居	◎	

※1 同じ住所でも住民票上で世帯が分かれている場合は「別居」となります。

※2 子供の通学・単身赴任による別居以外の場合は送金証明の添付が必要です。

※18才以上（学生含む）の方については、以下の書類をご提出ください。

- ・所得証明書または非課税証明書（原本）を添付してください。
- ・身体障害者の方は、上記証明書に加えて身体障害者手帳の写しを添付してください。

なお、以下の書類は本調査の添付書類とは異なりますので、ご注意ください。

- ・住民税決定通知書・源泉徴収票

所得証明書または非課税証明書は、1月1日時点で居住していた市区町村にて取得してください。

遠隔地の場合は、郵送での取り寄せも可能です。詳細は各市区町村へお問い合わせください。

学生の方も他の扶養者と同様に、市区町村が発行する所得証明書等をご提出ください。

※在学証明書や学生証のコピーの提出は不要ですので、ご注意ください。

事業所得（自営・農林漁業等）、不動産所得、雑所得等がある場合は、直近の確定申告書（写）をご提出ください。但し、確定申告書（写）に記載された収入金額が認定基準額：130万円未満（19歳以上23歳未満（配偶者除く）：150万円未満、60歳以上又は障害年金受給者：180万円未満）を上回る場合は、必要経費の内訳がわかる書類（写）（例：「所得税青色申告決算書」等）を確定申告書（写）に添付してご提出ください。

* 被扶養者の認定基準

1. 認定の原則

- (1) 被保険者に扶養の義務と能力を有すること
- (2) 被保険者によって、その者の生計費の主たる部分が負担されていること
- (3) 特定の場合を除き、被保険者と同一の世帯に属していること
- (4) 日本国内に住所を有すること（日本に住民票があること）

※健康保険法等の一部が改正され、令和2年4月1日より「国内居住要件」が追加されました。

2. 被扶養者の範囲

認定の原則に該当し、次の範囲にある者とする

- (1) 被保険者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び直系尊属（父母・祖父母等）・子・孫・兄弟姉妹
- (2) 被保険者と同居している三親等内親族（（1）に該当する人を除く）
- (3) 被保険者の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係のある者の父母及び子であって同居している者
- (4) 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であり、引続き被保険者と同居している者

3. 被扶養者の認定基準

上記2に掲げる被扶養者の範囲に属する者は年間収入が130万円未満

上記2に掲げる被扶養者の範囲に属する者で19歳以上23歳未満（配偶者除く）は年間収入が150万円未満

上記2に掲げる被扶養者の範囲に属する者で60歳以上又は障害年金受給者は年間収入が180万円未満を基準とする。

① 認定対象者が被保険者と同居の場合

認定対象者の年間収入が基準額未満でかつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること

② 認定対象者が被保険者と別居の場合

別居でもよい人とは、配偶者（内縁でも可）・父母・祖父母等の直系尊属・子・孫・兄弟姉妹
収入が基準額未満でかつ被保険者の仕送り額より少ないこと

仕送りしていることが証明出来る証明書（通帳コピー不可）が必要で、**手渡しは認めない**

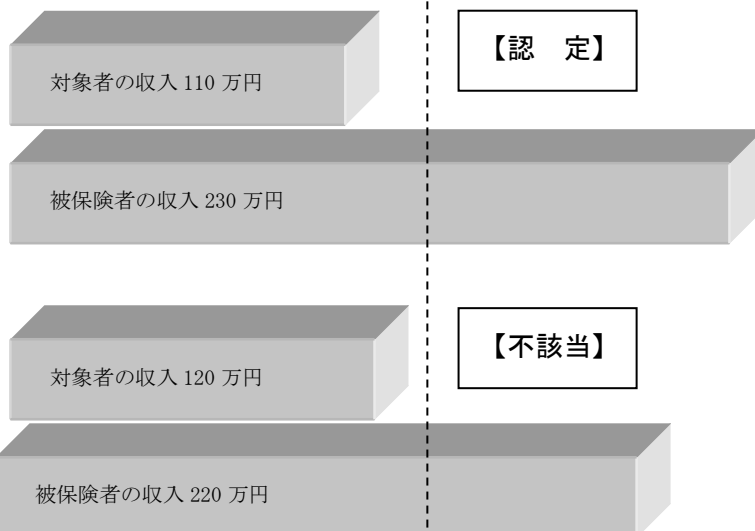
※被扶養者資格認定後必要が生じれば、定期的または随時被保険者に対して、必要書類等の提出を求めます。仕送り等の証明書類は必ず2年間は保管してください。

* 生計維持関係と認定の基準

(1) 認定対象者が被保険者と同居の場合

認定対象者の年収が 130 万円未満

(19 歳以上 23 歳未満 (配偶者除く) は 150 万円未満、(60 歳以上又は障害年金受給者は 180 万円未満) かつ被保険者の年収の半分未満であれば被扶養者となります。

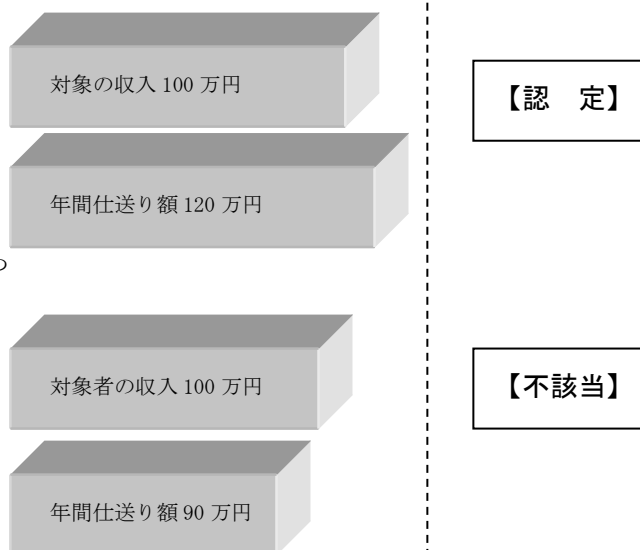


(2) 認定対象者が被保険者と別居の場合

認定対象者の年収が 130 万円未満

(19 歳以上 23 歳未満 (配偶者除く) は 150 万円未満、(60 歳以上又は障害年金受給者は 180 万円未満) かつ被保険者からの仕送り額より少ない場合は、被扶養者とされます。

所得証明書等に加えて、継続した毎月の仕送り証明を 3 ヶ月分、提出する必要があります



* 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

令和3年4月30日付けで厚生労働省保険局保険課長通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（以下「本通知」）が発出されました。これまで、夫婦が共同で扶養する子については昭和60年の通知に基づいた扶養認定を行ってきましたが、令和3年8月1日以降は本通知が適用となり、昭和60年の通知は廃止となります。

本通知のポイントは以下の通りです。

◆年間収入の考え方

夫婦共同扶養における「年間収入」は、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ額」とすることが明確化されました。

◆育児休業等の取扱い

被保険者の育児休業等の期間中は、特例的に被扶養者を異動しないこととされました。

ただし、新しく誕生した子については、改めて扶養の認定手続きを行います。

◆扶養替え

夫婦の年間収入の逆転等により子を扶養から削除する場合は、年間収入が多くなった方の保険者が扶養認定することを確認してから削除することとされました。

◆不認定通知の発出

初めに不認定を決定した保険者は不認定通知を被保険者に発出することとされました。

◆認定結果に異議がある場合

子の被扶養者認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行います。

××××〇〇〇〇株式会社
××××〇〇〇〇グループ
神商 太郎 様
(1)

記入要領・見本

※本年度より様式が変更と
なります

提出期限

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇-××××

令和〇年〇月〇日

健康保険被扶養者調査票

神鋼商事健康保険組合

事業所名	被保険者等記号番号	資格取得日	
〇〇〇〇株式会社	〇〇〇〇-××××	平成〇年4月1日	
被保険者住所	生年月日	年齢	性別
541-0041 大阪府大阪市中央区北浜〇丁目〇番〇号	昭和50年1月1日	〇	男

被扶養者について記入	氏名		性別	生年月日	年齢	続柄	職業	年金受給	年間収入見込み(円)	世帯別同居別居	認定年月日	
	被扶養者住所（被保険者と違う場合）										被扶養者でなくなった日	
	1	シンショウ ハナコ 神商 花子		女	昭和51年12月2日	○	妻	無職	有・無	0円	同居・別居	平成○年4月1日
	2	シンショウ ヤオイ 神商 弥生		女	昭和30年3月15日	○	母	無職	有・無	60万円	同居・別居	平成○年4月1日
	3	シンショウ ショウタ 神商 翔太		男	平成17年6月20日	○	長男	学生	有・無	50万円	同居・別居	平成17年6月20日
	●市区町村発行の令和7年1月1日～令和7年12月31日											

年金収入（老齢・障害・遺族）の有無のどちらかに○を付けてください。

※被保険者と住所が違う場合はこちらに記入してください。

年間収入額を記入してください。
(老齢・障害・遺族の金額含む)

年金収入（老齢・障害・遺族）の有無の
どちらかに〇を付けてください。

※被保険者と住所が違う場合はこちらに記入して
ください。

年間収入額を記入してください。
(老齢・障害・遺族の金額含む)

●市区町村発行の令和7年1月1日～令和7年12月31日
までの所得にかかる証明書（「令和7年所得証明書」
または「令和7年の所得にかかる令和8年非課税証明書」）
を添付してください。

●事業所得（自営・農林漁業等）、不動産所得、雑所得等が
ある場合は、直近の確定申告書（写）をご提出ください。
但し、確定申告書（写）に記載された収入金額が認定基準
額：130万円未満（19歳以上23歳未満（配偶者除く））：
150万円未満、60歳以上又は障害年金受給者：180万円未
満）を上回る場合は、必要経費の内訳がわかる書類（写）
（例：「所得税青色申告決算書」等）を確定申告書（写）に
添付してご提出ください。

同居・別居のどちらかに〇を付けて
ください。

※同じ住所でも住民票上で世帯が分
かれている場合は「別居」となり
ます。